

## 平成24年度金融庁調達改善計画

### 1. 調達改善計画の目的

「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ）及び「調達改善の指針」（平成23年12月27日内閣府公共サービス改革担当事務局策定）に基づき、平成24年度金融庁調達改善計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

本計画は、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施するPDCAサイクルを確立することにより、使用期間（ライフサイクル）を通じて「支払に対して最も価値が高い」財・サービスの購入を目的とする。

### 2. 当庁の調達の特徴

金融庁では、平成22年度において、全体で約57億円規模の調達を実施したところである。

大きな割合を占めるのが、

- ① EDINET（有価証券報告書等電子開示システム）をはじめとする情報システムの開発・運用に要する情報システム関係経費（約40億円・71.4%）及び
- ② 通信費、印刷製本等をはじめとする金融庁の一般事務を行うのに必要な一般事務処理経費（汎用的な物品・役務等の庁費類）（約10億円・17.0%）

である。（合計約50億円・88.3%）

また、随意契約については、平成22年度における競争性のない随意契約（企画競争、公募による競争性のある随意契約以外の契約）について45件、約4億円となっており、平成19年度の130件、約30億円から、大幅に減少しているところである。

一者応札についても平成22年度は15件、約2億円となっており、平成19年度の36件、約9億円から、大幅に減少しているところである。

公益法人との契約については、平成22年度では全体で3件である。うち2件は、(財)財務会計基準機構との契約であるが、発注を分割する等の工夫を行ったうえで企画競争を行っており、それぞれ2者と3者の応札となっている。残りの1件については霞が関WAN利用料金で、契約相手方が明らかに一者(社)行政情報システム研究所)しかなく、随意契約によらざるを得ないものである。

(※) 随意契約、一者応札、公益法人に関する支出については、いずれも少額随意契約を除く。  
 (件数が膨大であり、現時点では金額や件数を正確に把握することは困難であるため。)  
 なお、少額随意契約については、共同調達の拡大や競り下げの試行により調達の改善を図ることとしている。

### 3. 重点的分野の選定(分析)・改善の取組

限られた人的資源を最大限効率的に活用する観点から、当庁における調達改善については、調達金額が大きい等の理由から改善効果が大きいと見込まれる分野に、集中的に取り組むこととする。

当庁においては、調達全体の約9割(約50億円)を占める情報システム関係経費及び庁費類の一般事務処理経費(汎用的な物品・役務等)に重点的に取り組むこととする。

#### (1) 情報システム関係経費

当庁における主なシステムの22年度支出額は以下のとおりである。

	主なシステム	総額(百万円)
1	EDINET(有価証券報告書等電子開示システム)	2,423
2	金融庁行政情報化LANシステム	386
3	情報提供端末	220
4	金融庁業務支援統合システム	146
5	モニタリングシステム	144
6	申請・届出等手続の電子化システム	127
7	公認会計士試験システム	106

情報システムの調達にあたっては、特に、総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする「情報調達システム会議」において、外部有識者（CIO補佐官等）を交えて政府調達に該当するシステム案件について審議を行い、情報システムの適切な仕様を確定し、計画的、効率的な調達を実施する。

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
主なシステムの調達案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府調達に該当するシステム調達の改善の取組について、「情報システム調達会議（※）」において、外部有識者（CIO補佐官等）を交えて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、</li> <li>②SE単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定価格が適切なものとなっているか</li> </ul> </li> <li>等の視点から審議</li> </ul> <p>※総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの適切な仕様を確定</li> <li>・ 情報システムの計画的、効率的な調達の実施</li> </ul>
全てのシステムの調達案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全てのシステムを調達する際に作成する仕様書について、システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（CIO補佐官）による審査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの適切な仕様を確定</li> </ul>
金融庁ネットワーク機器等の再リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一機器の使用期間の延長による使用料節減の観点からのリース期間の見直し・延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの開発、運用、保守、改修、更新に係る全体費用（ライフサイクルコスト）の低下</li> </ul>
主なシステムの調達情報の一括提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な調達の発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争性の確保による調達費用の削減</li> </ul>
主なシステムの調達案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主なシステムの運用支援について、SLA（サービスレベルアグリーメント）を仕様書に盛り込むことにより、作業範囲・水準を明確化し、品質等に係る事業者側と当庁の認識を一致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの運用支援に係る仕様の明確化による品質の確保</li> </ul>

※ 今後調達手続に着手する全てのシステム案件について、情報システムの開発、運用、保守、改修、更新に係る全体費用の低下を図るために、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討。

## (2) 庁費類（汎用的な物品・役務）

庁費類の一般事務処理経費（汎用的な物品・役務等）の調達改善にあたっては、特に事務用消耗品については、適正な在庫数等を把握することとし、無駄な購入を行わないようにするとともに、各部署への効率的な配布を行い、調達費用の削減を図ることとする。

また、携帯電話の通信料については、継続的に契約を行うことにより割引制度の最大限の活用を図るとともに、携帯電話ごとの使用状況に応じた契約形態を定期的に見直すこととする。

### ① 庁費類

下記の取組により、取組項目の調達費用総額の10%削減を目標とする。

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
事務用消耗品 (26百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省、会計検査院との共同調達の実施</li> <li>・ 発注単位の集約</li> <li>・ 競り下げの実施及び金融庁HPでの周知</li> <li>・ 適正な在庫数等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケールメリット、競争性の確保及び数量の削減による調達費用の10%削減</li> </ul>
携帯電話通信料 (8百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用状況に応じた契約形態の見直しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達費用の5%削減</li> </ul>
事務用什器 (34百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注単位の集約</li> <li>・ 競り下げの実施及び金融庁HPでの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケールメリット及び競争性の確保による調達費用の15%削減</li> </ul>
ポスター、パンフレット類の印刷 (81百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注単位の集約</li> <li>・ 競り下げの実施及び金融庁HPでの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケールメリット及び競争性の確保による調達費用の5%削減</li> </ul>
図書 (59百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入部数、種類等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達費用の15%削減</li> </ul>
主な庁費類の調達情報の一括提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な調達の発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争性の確保による調達費用の削減</li> </ul>

※金額は平成22年度支出額

## ②共同調達

平成23年度に行った共同調達は下記のとおりである。平成24年度においては下記案件に加え、事務用消耗品のプリンター用トナーについて共同調達を実施し、更に災害用備蓄品などに対象拡大できないか引き続き検討していくこととする。

共同調達案件名	相手先省庁
自動車運行管理（深夜バス運行）	財務省、外務省
共同利用電算機システム運転	財務省
廃棄物（汚泥）収集運搬	文部科学省、会計検査院
廃棄物（汚泥）処分	文部科学省、会計検査院
競り下げシステム運用	内閣府本府ほか10省庁
デリバティブ研修	財務省
リーフレットの配送等	財務省、中小企業庁
証券総合システムの運用支援	関東財務局ほか
自動車用ガソリン	文部科学省、会計検査院
事務用消耗品（文具、OA用品、雑貨）	文部科学省、会計検査院
PPC用紙	文部科学省、会計検査院
速記録作成	文部科学省
宅急便	文部科学省、会計検査院

## 4. 随意契約・一者応札・公益法人の分析・改善の取組

### （1）随意契約

平成22年度における競争性のない随意契約（企画競争、公募による競争性のある随意契約以外の契約）については、45件、約4億円となっており、平成19年度の130件、約30億円から、大幅に減少しているところである。

競争性のない随意契約を行う案件については、個別案件ごとに「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計2017号）等に照らして、真にやむを得ないものかどうかの検証を金融庁契約監視員会において行うこととする。

（※）少額随意契約については、件数が膨大であり、現時点では金額や件数を正確に把握することは困難であるため除外している。

なお、少額随意契約については、共同調達の拡大や競り下げの試行により調達の改善を図ることとしている。

事業概要	従前の契約状況			随意契約としている理由	有利な条件を引き出す手段
	年度	相手方	支出 済額		
携帯電話 の電気通 信サービ ス	H22	(株)エヌ・テ ィ・ティ・ドコ モ	8,269 千円	継続して契約することにより、 割引制度を最大限に活用でき るため	・割引制度の最大限 の活用 ・携帯電話ごとの使用 状況に応じた契約形 態の見直しの定期 的な実施
	H23	(株)エヌ・テ ィ・ティ・ドコ モ	7,069 千円 (4~12 月まで)		

※ 平成23年度については、4月から12月までの支出済額を記載。

## (2) 一者応札

平成22年度の一者応札は15件、約2億円となっており、平成19年度の36件、約9億円から、大幅に減少しているところである。

一者応札となった案件については、担当部局等において個別案件ごとに、入札説明書を受領したが応札しなかった者に対して、その理由を聴取する等の取組を行い、入札仕様書等に問題がないか、競争性が確保されているか等について検証し、更に金融庁契約監視委員会において審議を行うものとする。

また、主な調達発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載し、より多くの者が入札に参加できるようにする。

(※) 少額随意契約については、件数が膨大であり、現時点では金額や件数を正確に把握することは困難であるため除外している。

なお、少額随意契約については、共同調達の拡大や競り下げの試行により調達の改善を図ることとしている。

## (3) 公益法人

公益法人との契約については、少額随意契約を除き平成22年度では全体で3件である。うち2件は(財)財務会計基準機構との契約であるが、発注を分割する等の工夫を行ったうえで企画競争を行っており、それぞれ2者と3者が応札している。残りの1件については霞が関WAN利用料金で、契約相手方が明らかに一者(社)行政情報システム研究所)しかなく、随意契約によらざるを得ないものである(公益法人による一者応札はない)。

したがって、金融庁の契約においては、公益法人との契約については十分な透明性・競争性を確保していると考えられる。

今後とも、これらの契約については、全ての情報を金融庁ホームページに公表し透明性を確保するとともに、入札の仕様を精査することにより、公益法人のみの応札とならないよう注視していくこととする。

(※) 少額随意契約については、件数が膨大であり、現時点では金額や件数を正確に把握することは困難であるため除外している。

なお、少額随意契約については、共同調達の拡大や競り下げの試行により調達の改善を図ることとしている。

## 5. その他公共サービス改革プログラムで提言された取組等

行政サービスの向上、業務の効率化等につながる取組について積極的に実施することとする。

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
人事評価による職員の意識改革	・ 効率的に業務運営を行った者が適切に評価されるよう、課室長級職員の能力評価における着眼点として、無駄削減の観点を明確化するとともに、業績評価においてもコスト意識や業務改善にも留意した目標を設定するよう周知	・ 公共サービスの質の向上、経費・無駄の削減等の推進
調達事務に関する専門性の向上	・ 計画的な人事運営及びマニュアル等の整備により、職員の調達事務に関する専門性の向上	・ 事務効率化等の調達改善全般の推進
出張旅費の効率化	・ 一部業務の民間への委託 ・ 割引制度の最大限の活用 ・ 出張バック商品の最大限の活用	・ 旅費の効率化
内部監査の活用	・ 調達改善計画の進捗を随時把握し、必要に応じ検証を行い、手法等を改善	・ 調達改善計画の硬直化の防止
主な調達情報の一括提供	・ 主な調達の発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載	・ 競争性の確保による調達費用の削減
仕様書の模範例の情報提供	・ 調達部局の事務効率化及び調達内容の品質確保等に資するためポータルサイトに掲載	・ 事務の効率化及び品質確保
少額随意契約の分析	・ 少額随意契約に該当する案件について、件数、調達金額を集計・分析	・ 適切な分析を通じた見直しの検討

※ カード決済の国内取引への導入についての検討を行う。

なお、光熱水料の支払については、金融庁の建物は、PFI事業者のとりまとめによる支払が行われているため、クレジットカードの導入の余地がない。

※ ネットオークションについては、「公共サービス改革プログラム」に基づく府省共通の  
 手続の整備状況を踏まえ検討を行う。

## 6. 競り下げについて

平成23年度に実施した試行案件は3件で、詳細は以下のとおりである。

品目	実施日	参加者数	価格提示回数	開始価格 (円)(税抜)	最終価格 (円)(税抜)	価格の低下率(%)
事務用机・ キャビネットの購入	H23.12.8	4 (3)	4	1,343,400	1,292,900	▲3.76
事務用椅子 等の購入	H24.1.31	2 (1)	1	1,322,000	1,322,000	0.00
電話機の購入	H24.2.9	2 (1)	1	538,400	538,400	0.00

※参加者数欄の括弧書は、競り下げシステムにおいて価格を提示した者の数であり内数。

平成24年度における競り下げ試行の対象品目については、平成23年度に試行した少額随意契約案件の3品目3件を、高額契約を含めた以下の6品目11件とすることにより、競り下げ試行の予定数を、少額契約及び高額契約のいずれにおいても、平成22年度の契約に比して件数ベースで0.5%以上、金額ベースで1%以上とする。

- ・証券六法：1件、4百万円
- ・ポスター印刷：1件、1百万円
- ・パンフレット印刷：5件、5百万円
- ・省名入りの封筒：1件、1百万円
- ・裁断機：1件、2百万円
- ・事務用什器：2件、4百万円 ※金額は平成22年度支出額

計 6品目：11件、17百万円

※平成22年度の少額随意契約を含めた契約件数は約1千2百件。庁費類の一般事務処理経費（汎用的な物品・役務等）は約10億円

また、試行ではあるが、

- ① 競り下げの実施品目等を随時金融庁HPで周知を行うこと及び
- ② 用途に照らし過度な条件を排除すること等、を含めた仕様の緩和を図ること

により、参加者を最大限に募り、最大限の価格の下落効果を図ることとする。

更に、他府省庁の競り下げの状況を把握し、受注者が創意工夫を行うことにより価格を下げる事が可能な、原材料費の割合が低い品目の競り下げを当庁においても行うことが可能かについて随時検討する。

## 7. 調達推進体制

### (1) 推進体制の整備

副大臣をチームリーダーとする金融庁予算監視・効率化チームが有識者から意見を聴取したうえで、金融庁予算監視・効率化チーム会合において調達改善計画を決定し、その進捗状況等のフォローアップ等を行う。

本計画推進の実務的な作業は、予算監視・効率化チームの実務作業を担う職員で構成される予算監視・効率化グループが行う（以下「実務担当グループ」という）。

また、金融庁情報システム調達会議において情報システムに関する個別案件の事前審査による検証を実施し、金融庁契約監視委員会において個別案件の事後審査による検証を実施する。

### (2) 外部有識者の活用

外部チェック体制については、問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、金融庁予算監視・効率化チームの外部有識者（大学教授1名、公認会計士1名）及び金融庁契約監視委員会の委員（弁護士1名、大学教授1名、公認会計士1名）に調達の現状及び計画の内容を説明し、様々な意見を聴取し、更なる調達の改善を図ることとする。

### (3) 実務担当グループ会合

実務担当グループは、四半期に一度、定例会合を開催し、その結果を適宜、予算監視・効率化チームへ報告を行うこととする。

なお、定例会合以外の会合も、必要に応じて開催することができる。

## 8. 進捗把握・管理等

計画の進捗状況については、月毎を基本として随時とりまとめる。なお、見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を取りまとめる。

## 9. 自己評価の実施

上半期終了時点ならびに、年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

## 10. その他

### (1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

### (2) 計画の見直し

「調達改善の指針」（平成23年12月27日内閣府公共サービス改革担当事務局策定）の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には所要の見直しを行うものとする。

### (3) 調達情報の開示

金融庁の調達情報については、透明性の確保を図るためにHPに一元的に情報を公開しており、引き続き適切な開示を行うとともに、主な調達の発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載するなど、更なる情報の開示に努めていくこととする。